

国内発生期（地域未発生期）

○ 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、地域では患者が発生していない状態

目的：

- 1) 地域発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 新型インフルエンザ等の地域での発生をできるだけ遅らせるとともに、発生の早期発見に努める。

対策の考え方：

- 1) 地域発生した場合に早期に発見できるように、情報収集体制を強化する。
- 2) 感染拡大を止めることは困難と考えられるが、感染対策の徹底等により、地域発生をできるだけ遅らせるように努め、その間に、市民生活及び地域経済の安定のための準備、ワクチンの接種等、地域発生に備えた体制整備を急ぐ。
- 3) 国内外での発生状況について注意喚起するとともに、地域発生に備え、地域で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、事業者、市民等に準備を促す。
- 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 体制の強化

ア 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、必要に応じて市警戒体制本部を設置し、市長に報告するとともに、速やかに情報の収集・共有・分析を行い、本市の対処方針について協議・決定する。（市警戒体制本部）

イ 政府対策本部及び県対策本部が設置されたときは、直ちに状況に応じて本市の体制を整備し、国、茨城県等から情報収集を行い、国の基本的対処方針及び茨城県の対策等を踏まえ、今後の対策を決定する。（健康づくり推進課）

ウ 業務継続計画に基づき、所管する新型インフルエンザ等対応業務及び市民生活に不可欠な行政サービスを優先して継続する。（全庁）

(2) 関係機関との連携

市内の医療体制の確保や市民への予防接種の実施に当たり、医師会等関係団体や医療機関と連絡調整を密にし連携を図る。（健康づくり推進課、関係機関）

(3) 緊急事態宣言の措置

茨城県に緊急事態宣言がなされた場合は、市対策本部を設置の上、速やかに本部会議を開催し、今後の対策を決定する。（市対策本部）

2 情報収集・提供

(1) 情報収集

ア 国、茨城県等の関係機関を通じ、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対応、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する情報を収集する。(健康づくり推進課)

イ 引き続き、学校、保育園等でのインフルエンザの集団発生の把握を実施する。(学務課、子ども施設課)

(2) 情報提供

ア 利用可能な各種広報媒体（市ホームページ、市報、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS、防災行政無線等）・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を市民に対し詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(健康づくり推進課、広報戦略課、生活安全課)

イ 特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等）や感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育園等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(健康づくり推進課、関係課所)

ウ 市民からコールセンター等に寄せられる問合せや国、茨城県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるため情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康づくり推進課)

(3) 情報共有

国、茨城県、関係機関等とインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針や現場の状況について情報共有を図る。(健康づくり推進課)

(4) コールセンター等の体制充実・強化

茨城県からの要請を受け、国のQ&Aの改定等を踏まえながら、コールセンター等の体制を充実・強化する。(健康づくり推進課)

3 予防・まん延防止

(1) 地域での感染拡大防止策の準備

ア 国及び茨城県と相互に連携し、市民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を実施するよう促す。また、事業所に対し、感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（健康づくり推進課、商工振興課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課）

イ 国の基本的対処方針に基づき、学校、保育園等の臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の基本的な考え方を提示する。（健康づくり推進課、学務課、子ども施設課）

ウ 不特定多数の市民が訪れる本市施設（本庁舎、臨時庁舎、各支所等）に手指消毒液を設置するなど、感染予防策を徹底する。（健康づくり推進課、総務課、市民課、各支所、関係課所）

4 予防接種

(1) 特定接種

国と連携し、特定接種の対象者となる新型インフルエンザ等対策を実施する本市職員等に対し、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康づくり推進課、人事課、関係機関）

(2) 住民接種

国の要請に基づき、全市民が速やかに接種できるよう、集団的接種及び個別接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。（健康づくり推進課、関係機関）

(3) 情報提供

国が発信するワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報を、市民に対し積極的に提供する。（健康づくり推進課、広報戦略課）

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

地域における新型インフルエンザ等の発生に備え、要援護者の生活支援に対する対応について準備を進める。（社会福祉課、健康づくり推進課）

(2) 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対

策を実施するよう要請する。(商工振興課、健康づくり推進課)

(3) 遺体の火葬・安置

茨城県からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(環境衛生課、健康づくり推進課)

(4) 市民・事業者への呼び掛け

ア 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(女性青少年課(消費生活センター))

イ 国及び茨城県が実施する食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみへの対応について、適宜協力する。(女性青少年課(消費生活センター))

6 医療

(1) 地域医療体制の整備

ア 茨城県と協力し、市内で患者が発生した場合の搬送体制、受入医療機関等を確認する。(健康づくり推進課、警防課、茨城県、関係機関)

イ 茨城県が設置する帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来の設置状況を確認する。(健康づくり推進課、茨城県、関係機関)

(2) 地域感染期に備えた医療の確保

ア 茨城県及び医師会等関係機関と協力し、臨時的な医療施設を設置する場合の体制を確認する。(健康づくり推進課、茨城県、関係機関)

イ 備蓄状況に応じて、休日夜間診療所勤務者や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の確保を進める。(健康づくり推進課、消防本部総務課)